

議案第 1 号

上告受理の申立てについて

市は、東京高等裁判所令和 4 年（ネ）第 5 2 4 2 号損害賠償請求控訴事件について、最高裁判所に上告受理の申立てをしたいので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 2 号の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年 1 0 月 9 日提出

四街道市長 鈴木 陽 介

提案理由

本案は、原判決に法令の解釈に関する重要な事項を含むものと認められる控訴事件について、上告受理を申し立てるため、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 2 号の規定により提案するものであります。

1 申立ての対象とする判決のあった事件の名称

東京高等裁判所令和4年（ネ）第5242号損害賠償請求控訴事件

2 事件の相手方

市立中央保育所に入所していた児童及びその親族

3 事件に係る事案の内容

平成29年2月当時、市立中央保育所に入所していた児童が、同保育所の提供したホットドッグの一部を誤嚥したことにより心肺停止となり、低酸素脳症等の重度障害を負ったとして、相手方から市に対して損害賠償金として1億7,043万9,350円のうち1億円等が請求されたもの。

4 事案の発生から現在までの経過

- (1) 平成29年 2月 8日 誤嚥事故が発生
- (2) 平成30年11月28日 相手方からの損害賠償請求通知書が市に到達
- (3) 平成30年12月17日 相手方に対して市に賠償責任がない旨を通知
- (4) 平成31年 4月 9日 相手方が東京地方裁判所に訴状を提出
- (5) 令和 4年10月26日 第1審の判決言渡（原告請求棄却）
- (6) 令和 4年11月 4日 相手方が控訴
- (7) 令和 6年 9月26日 第2審の判決言渡（以下5のとおり）

5 第2審の判決内容

- (1) 原判決を取り消す。
- (2) 被控訴人（市）は、控訴人（入所児童）に対し、1億円及びこれに対する平成29年2月8日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- (3) 被控訴人（市）は、控訴人（父）に対し、300万円及びこれに対する平成29年2月8日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- (4) 被控訴人（市）は、控訴人（母）に対し、300万円及びこれに対する平成29年2月8日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- (5) 被控訴人（市）は、控訴人（姉）に対し、200万円及びこれに対する平成29年2月8日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- (6) 控訴人（父）、控訴人（母）及び控訴人（姉）のその余の請求をいずれも棄却する。
- (7) 訴訟費用は、第1、2審を通じ、控訴人（入所児童）と被控訴人（市）との間においては、全部被控訴人（市）の負担とし、控訴人（父）及び控訴人（母）と被控訴人（市）の間においては、これを8分し、その5を控訴人（父）及び控訴人（母）の負担とし、その余を被控訴人（市）の負担とし、控訴人（姉）と被控訴人（市）の間においては、これを5分し、その3を控訴人（姉）の負担とし、その余を被控訴人（市）の負担とする。
- (8) この判決は、第2項ないし第5項に限り、仮に執行することができる。

6 上告受理の申立ての趣旨

- (1) 本件上告を受理する。
- (2) 原判決を破棄し、更に相当の裁判を求める。

7 上告受理の申立ての理由

本件控訴事件の判決は、保育所長等の管理職員の注意義務違背を認め、国家賠償法第1条第1項に基づく被控訴人の損害賠償責任を否定した原判決を取り消し、控訴人らの被控訴人に対する損害賠償請求を認容するものであった。

本件訴訟においては、市職員に注意義務違反がないこと等を一貫して主張してきたところであるが、これが認められなかった本件控訴事件は、民事訴訟法第318条第1項に規定する「原判決に最高裁判所の判例(これがない場合にあつては、大審院又は上告裁判所若しくは控訴裁判所である高等裁判所の判例)と相反する判断がある事件その他の法令の解釈に関する重要な事項を含むものと認められる事件」に該当することから、上告受理を申し立てるものである。

8 授權事項

市は、必要に応じて次の行為をすることができる。

- (1) 上告受理の申立ての取下げ
- (2) 和解
- (3) その他必要な裁判上の行為